平成２１年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市安富町長野378―１
債務者　槇本　麗子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
４　破産債権の届出期間　平成22年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午前10時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３３号
宮崎市曽師町117番地３
債務者　上村　晃志
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川添　正浩
４　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５４０号
愛知県一宮市北今字小家1768番地１
債務者　内村　陸生
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６４号
函館市美原２丁目23番10号
債務者　乳井　　豊
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
函館市上野町15番20号
債務者　佐渡谷雅彦
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９４号
北海道北斗市久根別４丁目14番10号
債務者　佐藤　　泰
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９６号
函館市田家町７番７号
債務者　打越　　龍
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
函館市桔梗４丁目７番６号
債務者　平沼　高志
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２５１号
群馬県太田市脇屋町587番地１
債務者　上林みゆき
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６０号
群馬県太田市岩瀬川町596番地３
債務者　山野井優樹
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６０７号
静岡県浜松市天竜区春野町気田797番地の２、前住所静岡県浜松市中区西伊場町47番９号パビリオンアオシマ304号
債務者　山下あゆみ
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
川崎市川崎区藤崎４丁目18番17―804号　ライオンズマンション川崎藤崎
債務者　田中　紀彦
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３８号
川崎市高津区下作延2037安田方、住民票上の住所川崎市川崎区小田６丁目６番11号
債務者　諏佐　敏江
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４３６号
名古屋市昭和区恵方町２丁目10番地の２　県営恵方住宅801号
債務者　川端　敏典
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２７号
愛知県刈谷市半城土北町２丁目302番地　ハイツナポリ102号
債務者　二宮　勇次
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８３９号
愛知県安城市弁天町１番12号　弁天ビル301
債務者　河村　廣子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係